農業委員会名簿

出欠席	役　　職	氏　　名	備　　考
出席	会　　長	日　永　　熙	
出席	副　会　長 （職務代理者）	鈴　木　義　英	
出席	副　会　長	田　中　　均	
出席	副　会　長	髙　木　治　雄	
出席	委　　員	加　藤　さゆみ	
欠席	委　　員	鈴　木　　巖	
出席	委　　員	佐　藤　修　康	
出席	委　　員	鷲　野　孝　一	
出席	委　　員	野　口　浩　孝	
出席	委　　員	山　田　和　良	
欠席	委　　員	太　田　芳　郎	
出席	委　　員	杁　江　　豊	
出席	委　　員	後　藤　忠　正	
出席	委　　員	松　永　　勇	
出席	委　　員	八　木　　聖	
出席	委　　員	不　破　恭　一	
出席	委　　員	服　部　典　雄	
出席	委　　員	横　井　芳　之	

出欠席	役　　職	氏　　　　　名	備　　考
出席	委　　員	井戸田　敏　明	
出席	委　　員	堀　田　　　薫	
欠席	委　　員	伊　藤　利　彦	
出席	委　　員	飯　田　喜美子	
出席	委　　員	堀　田　爲積穂	
出席	委　　員	加　藤　俊　治	
出席	委　　員	鈴　木　秀　夫	
出席	委　　員	加　賀　裕　二	
出席	委　　員	前　野　順　子	
出席	委　　員	辻　　　義　則	
出席	委　　員	神　田　俊　紀	
出席	委　　員	平　野　博　吉	
出席	委　　員	柴　田　隆　吉	
出席	委　　員	竹　田　義　弘	
出席	委　　員	池　口　克　八	
出席	委　　員	横　井　美喜夫	
出席	委　　員	伊　藤　里　海	
出席	委　　員	山　田　　　進	
出席	委　　員	伊　藤　辰　雄	

事務局出席者

氏　　　名	氏　　　名
経済課長（事務局長）	奥　田　哲　弘
課長補佐（事務担当）	鷲　尾　和　彦
主　　任（事務担当）	瀧　田　崇　司

発言者	内　　　　　　　　　容
	１．開催日時　平成２７年１１月２０日（金） 午前９時００分から午前９時３５分 ２．開催場所　立田庁舎　３階　第一会議室 ３．出席委員（３４人）別紙のとおり ４．欠席委員（　３人）別紙のとおり ５．議事日程 日程第　１　議事録署名委員の指名 日程第　２　議案第２４号　農地法第３条の規定による許可申請 日程第　３　議案第２５号　農地法第４条の規定による許可申請 日程第　４　議案第２６号　農地法第５条の規定による許可申請 日程第　５　議案第２７号　農業委員の辞任について 日程第　６　決定第　８号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による当委員会の決定について 日程第　７　専 決 報 告　1.農地法第３条の３第１項の規定による届出 2.農地法第４条第１項第７号の規定による届出 3.農地法第４条第１項第８号の規定による確認願 4.農地法第５条第１項第６号の規定による届出 5.現況証明願 日程第　８　報　　　告　1.農地法第１８条第６項の規定による通知 2.農地改良届出書 日程第　９　そ　の　他 ６．農業委員会事務局職員　（　３人）別紙のとおり ７．本委員会の書記は、課長補佐　鷲尾和彦　主任　瀧田崇司　である。 ８．会議の概要 開会（午前９時００分）
事務局長	定刻となりましたので、只今より、平成２７年１１月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第５条により日永会長さんにお願いします。 会長さん宜しくお願いします。

会長	《会長あいさつ》 それでは、本日の出席者数は３７名中３４名で、定足数に達しておりますので、只今より１１月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、 議席番号３１番　竹田　義弘　委員 議席番号３２番　池口　克八　委員 を指名しますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らさせていただきます。 議案第２４号　農地法第３条の規定による許可申請・・・・・・・・６件 議案第２５号　農地法第４条の規定による許可申請・・・・・・・・３件 議案第２６号　農地法第５条の規定による許可申請・・・・・・・・７件 議案第２７号　農業委員の辞任について・・・・・・・・・・・・・１件 決定第　８号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・・６件 専 決 報 告　1.農地法第３条の３第１項の規定による届出・・・１２件 2.農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・・１件 3.農地法第４条第１項第８号の規定による確認願・・２件 4.農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・・５件 5.現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２件 報　　　告　1.農地法第１８条第６項の規定による通知・・・・１１件 2.農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・２件 それでは、議案第２４号　農地法第３条の規定による許可申請　６件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 （１番から６番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明） 以上、６件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しない為、許可

	要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第２４号　について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。 （発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、議案第２４号　農地法第３条の規定による許可申請　６件について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第２５号　農地法第４条の規定による許可申請　３件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 （１番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は現在、隣接する宅地にて、本人・子ども夫婦・孫の計６人で暮らしておりますが、建物を新築した折に、空きスペースが少なくなり、今後自家用車を増台するための駐車スペースが無いため、今般の申請にて申請地を庭敷地として、現在の宅地と一体利用する計画でございます。 （２番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は現在、隣接する宅地にて暮らしておりますが、現在の進入路である南側道路は大変狭く、車両で通行することは大変困難なことにより、今般の申請にて、申請地を進入路として、現在の宅地と一体利用する計画でございます。 （３番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）太陽光の申請でございます。計画では 224 枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては砂利敷きとの計画でございます。 以上、３件につきましては、農地法第４条第２項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第２５号　について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。 （発言なし） 宜しいでしょうか。

	それでは議案第２５号　農地法第４条の規定による許可申請　３件について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 続きまして、議案第２６号　農地法第５条の規定による許可申請　７件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 （１番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は現在、愛西市山路町にて、一般貨物自動車運送事業を営んでおりますが、主要取引先より、大幅な予定荷扱量増加の要請を受けており、現在の倉庫では大変手狭なことにより、本社と連携が可能で主要幹線道路沿い、高速ＩＣ付近、面積等の条件を満たす申請地へ配送センターを建築する計画でございます。 （２番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は現在、愛西市内の賃貸アパートにて、夫婦２人で暮らしておりますが、家財道具も増え、現在のアパートでは大変手狭なことにより、父所有地及び隣接地へ分家住宅を建築する計画でございます。 （３番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は現在、隣接する宅地にて暮らしておりますが、現在の敷地は住宅及び物置が一杯に建っており、自家用車の駐車スペースが確保できない状態のため、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。 （４番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）太陽光の申請でございます。計画では 234 枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては砂利敷きとの計画でございます。 （５番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は現在、愛西市内にて自動車の輸出・販売業を営んでおりますが、仕入れ先である中古車オークション会場等より中古車を陸送してきた際の大型積載車及びバイヤーの積載車は敷地内に進入することができず、やむを得ず農免道路沿いに駐車し対処している状態であり、今般の申請にて早急に改善し、更なる業務拡大のため、申請地を車輌置場として利用する計画でございます。 （６番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は現在、弥富市内の賃貸アパートにて夫・子どもの３人で暮らしておりますが、子どもが成長するにつれ、現在のアパートでは大変手狭なことにより、父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。 （７番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は現在、愛西市内にて建設業を営んでおりますが、工事に使

	う資材につきましては、現在、稲沢市内の資材置場より運んでいる状態でございます。今般、愛西市内での業務が増大し、現在の方式では大変効率が悪く、今般の申請にて、申請地を資材置場として利用する計画でございます。 以上、７件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第２６号　について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。 （発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは議案第２６号　農地法第５条の規定による許可申請　７件について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 続きまして、議案第２７号　農業委員の辞任について　１件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 （１番の申出者住所・氏名、申出内容を朗読及び説明）11 月 5 日付けで、議席番号 20 番、伊藤利彦委員より辞職願の提出がありました。農業委員会等に関する法律第 16 条には、「委員又は会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されております。正当な事由とは、長期病気療養等で農業委員会の業務を行うことができないなどの、社会通念上やむを得ないと認められる場合でございます。本案につきましては、これに該当すると思われます。なお、農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決、すなわち、辞任申出者を除く総会出席者委員の過半数によって行う事とされておりますことから、今回議案として上程させていただいたところでございます。以上、ご審議いただきますようお願いします。
会長	只今、事務局より議案第２７号　について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。 （発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは議案第２７号　農業委員の辞任について　１件について賛成の方は挙

	手をお願いします。 （全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、同意することに決定させていただきます。 続きまして、決定第８号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 （１番から６番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明） 以上、６件の農地利用集積計画を受付いたしました。なお、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より決定第８号　について説明させていただきました、何かご質問はございますか。 （発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、決定第８号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。 続きまして、専決報告　５件　について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 （専決報告　農地法第３条の３第１項の規定による届出　１番から１２番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明） 以上、１２件の届出を受理いたしました。 （専決報告　農地法第４条第１項第７号の規定による届出　１番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明） 以上、１件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。

	（専決報告　農地法第４条第１項第８号の規定による確認願　１番から２番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明） 以上、２件の確認願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。 （専決報告　農地法第５条第１項第６号の規定による届出　１番から５番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明） 以上、５件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。 （専決報告　現況証明願　１番から２番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明） 以上、２件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。以上で説明を終わります。
会長	只今、専決報告　５件　についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。 （発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、専決報告　５件　について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。 続きまして、報告　２件　について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 （報告　農地法第１８条第６項の規定による通知　１番から１１番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明） 以上、１１件の合意解約の通知を受付いたしました。 （報告　農地改良届出書　１番から２番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明） 以上、２件の農地改良届出書を受付いたしました。
会長	只今、報告　２件　についてご説明させていただきました、これについて何か

	ご質問ございますか。 （発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、報告　２件　について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。 これをもちまして、１１月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 （終了　午前　９時３５分） 上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。 平成２７年１１月２０日 会　　　　　長　　日　永　　熙 議事録署名者 議席番号　３１番委員　　竹　田　義　弘 議事録署名者 議席番号　３２番委員　　池　口　克　八